

『株主総会プロセスの電子化』に係る当会内の検討状況について

【検討の方向性】

「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」での議論等を踏まえ、株主との対話促進と将来的な株主総会プロセスの在り方を見据え、実務的観点から検討を実施中

【検討の前提】

1. 「新たな株主総会資料の電子提供制度」が導入される
2. 株主総会情報を掲載したウェブサイトのURL等を株主に通知するため書面(アクセス通知)に同封する書類については、特段の制限がない
3. 株主が株主総会情報を記載した書面の提供を発行会社に請求することができる権利(書面請求権)が認められる
4. 発行会社の合理的選択による株主総会情報を記載した書面の株主への送付については、特段の制限がない

【書面請求権についての検討状況】

書面請求権が権利として認められるとしても、実務上の観点から『一定の条件』が満たされることが必要

一定の条件:**実務上、画一的処理を可能とする仕組みの構築**

＜一定の条件の充足が必要と考える理由＞

- ①書面請求権が行使されるボリューム感が不確定であること
新たな株主総会資料の電子提供制度の範となる米国等の諸外国の事例では、書面請求権の行使率は1%に満たないとされているものの、我が国における年齢階層別インターネット利用率(平成28年版 情報通信白書)70歳～79歳53.5%、80歳以上20.2%、2016年9月月間の年齢別株主数分布状況(証券保管振替機構 統計データ 2017年2月)70歳～79歳197万人、80歳以上120万人等を勘案すると件数的には相当数が一定の時期に集中し処理に困難を来すことが想定される
- ②処理できなった場合の株主総会決議取消リスクを勘案した場合、保守的な運用が少なくとも制度導入当初は望まれる

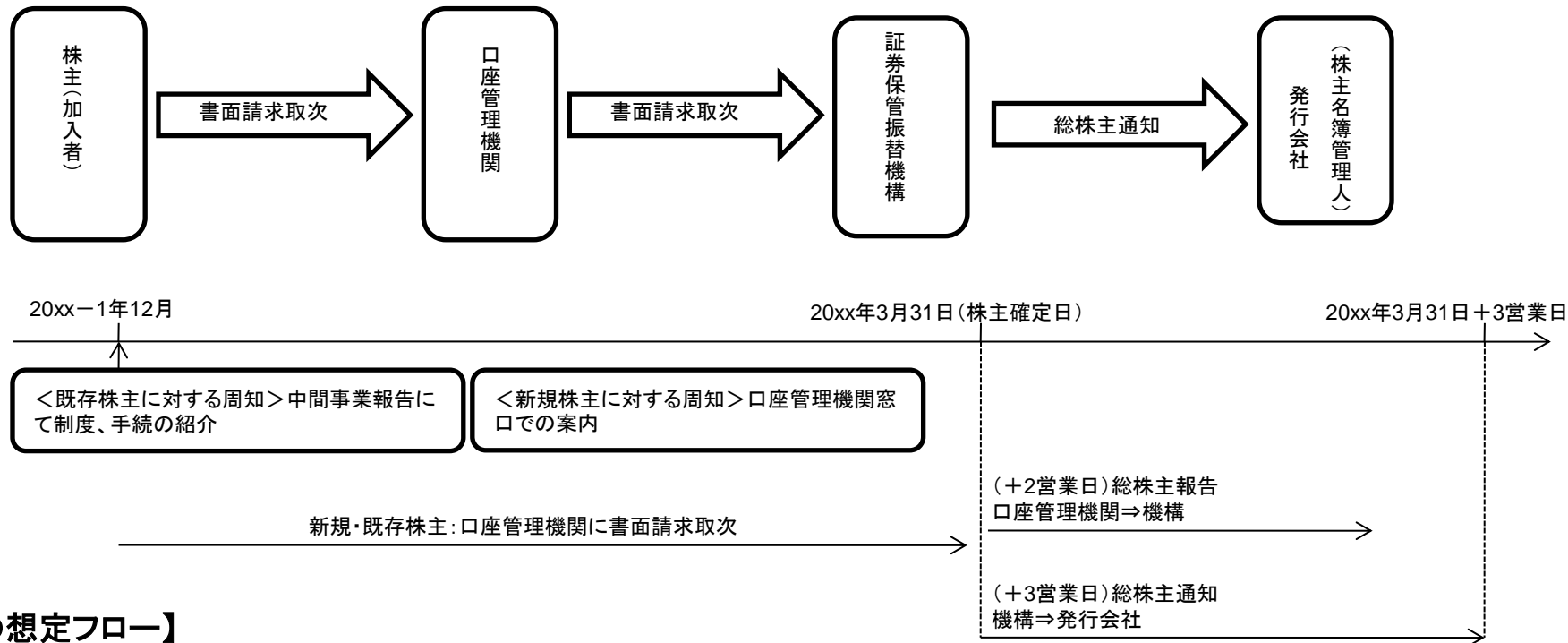
現時点で想定される具体的な仕組み

A: 書面請求権の行使状況を振替口座の登録事項(総株主通知事項)とする

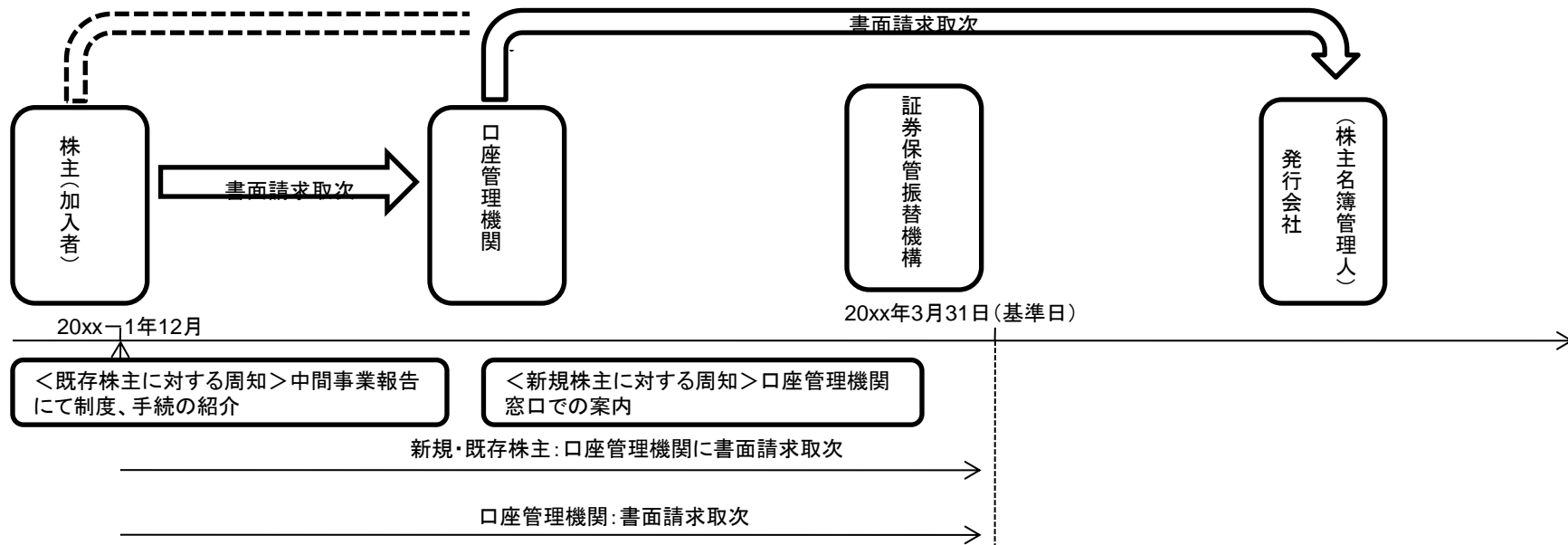
B: 書面請求権の行使状況を送付先指定同様の方法により株主名簿の記録事項とする

(注)本資料は、全国株懇連合会内部で検討している内容であって、関係機関の了解を得たものではない。

【Aの想定フロー】



【Bの想定フロー】



(注)本資料は、全国株懇連合会内部で検討している内容であって、関係機関の了解を得たものではない。

【AとBの比較】

	A	B
画一性	◎基準日時点で書面請求権の行使状況が把握できる	○書面請求権行使期限の定めによる状況による <A同様、基準日を期限とすることが望ましい>
周知性	◎制度導入時は既存株主には発行会社による制度案内、新規株主には口座管理機関窓口での案内 その後は、新規株主、既存株主いずれについても口座管理機関による周知が想定される	○同左 ただし、制度導入後、直接発行会社(株主名簿管理人)宛の手続となった場合(図の点線部分)は発行会社からの案内のみとなることが想定され、周知性はAよりも低くなることが考えられる その場合には、効果的な周知方法の検討が必要
手続安定性	◎口座管理機関により本人確認等が為されることから安定的	○直接発行会社(株主名簿管理人)宛の手続となった場合(図の点線部分)本人確認方法等について難あり 正確な本人確認を実施するためには権利行使は口座管理機関経由で行われることが必要
口座管理機関対応	◎証券保管振替機構の業務規程等で手続が定められることから各口座管理機関での取扱も均一となり安定的	○送付先指定同様に制度外の取扱となった場合、口座管理機関によって取扱に差が発生する懸念有
経済性	○証券保管振替機構、口座管理機関、株主名簿管理人等関係者によるシステム手当が必要	◎株主名簿管理人のシステム手当が必要
株主の理解	◎すべての所有銘柄に一律の取扱となれば無用な混乱を回避可能	○送付先指定同様銘柄毎となることから株主が混乱する可能性有
仕組安定性	◎証券保管振替機構のシステムを利用することから安定性は高い	○株主名簿管理人各社のシステム環境に依存 <特に初回は、多数となることが想定され、送付先指定の比ではない可能性有>
社会性	◎インフラとしての利用促進等の観点から理念により合致	○理念の観点から社会的インフラ性はAに劣る
将来性	◎一括プラットフォームのための制度構築の土台となる可能性	○一括プラットフォームのための制度構築の土台となる可能性はAに劣る